

東京都からの重要なお知らせです
障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の実績報告様式をダウンロードして、
御提出ください。

事務連絡

令和7年12月1日

障害福祉サービス事業運営法人(事業所)等 代表者 様

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の実績報告書の提出について（依頼）

日頃より、東京都の障害福祉行政への御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
標記の件について、実績報告を下記のとおり御提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出対象

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の計画書を提出した全法人（事業所）

※令和7年度に廃止した場合でも提出が必須です。

※法人単位で計画書を提出している場合は、法人本部等へ実績報告提出の御連絡をお願いします。

※障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の計画書を提出していない法人につきましては、
実績報告書の提出は不要です。

2 提出単位

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金計画書を提出した単位ごと

(法人一括で提出した場合は法人一括、事業所単位で提出した場合は事業所単位)

3 提出様式

東京都障害者サービス情報ホームページの書式ライブラリー（下記URL）に掲載しております
ので、提出様式をダウンロードし、使用してください。

【障害者サービス情報 書式ライブラリーURL】

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=022-063>

「書式ライブラリー」→「B 処遇改善加算等に係る様式類」

→「令和7年度 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金（実績報告）」

4 提出方法

以下の提出フォームから提出をお願いいたします。

【補助金実績】障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金実績報告書の提出フォーム

<https://logoform.jp/form/tmgform/1229121>

※提出フォームでは、必ず送信まで行ってください。

※送信したデータが都に到達した場合、入力したメールアドレス宛に到達確認メールが送信され
ます。到達確認メールが届かない場合、受付が適切に処理されていない可能性があります。

※到達確認メールには到達番号が記載されます。照会時等に必要になりますので、必ずお控えく
ださい。

※来庁されての持込は受け付けておりません。

5 提出期限 **厳守**

令和7年12月31日（水曜日）24時 必着

6 問合せ先

実績報告書の書き方については、以下のフォームから問合せください。

<https://logoform.jp/form/tmgform/1317236>

※東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）の担当者から、順番に電話かメールで回答します。

※本フォームは、令和7年12月1日（月）から令和7年12月14日（日）23時59分まで有効です。それ以降のお問合せは、電話にてお願いいたします。（フォーム有効期限までの電話によるお問合せには、対応いたしかねます。）

7 **重要** 留意事項

(1) 実績報告書を提出いただけない場合について

実績報告書を提出いただけない場合、交付金額以上の賃金改善が行われない場合など、加算の算定要件を満たしていない場合には、**全額返還**となる場合がありますので御留意ください。

(2) 実績報告書を提出後に差し替える場合の対応について

差替書類を提出する場合も、提出フォームから提出をお願いいたします。なお、ファイル名の先頭に【再提出】や【差替え】等の文言を追加して御提出いただくようお願い致します。

(3) メールアドレス登録のお願い

加算の計画書や実績報告書の提出依頼に関する東京都からの連絡は、事業所宛のメール及び東京都障害者サービス情報のお知らせ欄へ掲載のみとなります。

つきましては、東京都へのメールアドレスの登録に御協力をお願いいたします。

登録方法については、各サービスの指定所管部署まで問合せください。

8 「福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業」について

東京都では、東京都社会保険労務士会に委託し、福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業を実施しています。

社会保険労務士が加算の新規取得や、上位の区分の取得に向けた指導・助言・書類作成補助等を電話又は訪問にて実施しておりますので、是非御活用ください。

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）
電話：03-5320-4230